

特定同族会社の留保金課税制度

同族会社には、税制上特別の措置が講じられている。これは、少数株主の支配の下で、家族への報酬・給与の支払い等による所得分割や恣意的な配当の繰延べ等が行われるおそれがあることを考慮した仕組みである。留保金課税制度もこうした一環として位置付けられている。
(平成19年度の税制改正に関する答申)

- 制度の概要：課税留保金額に対し、次の税率により課税を行う

$$\text{課税留保金額} = \text{所得等の金額} - (\text{配当} + \text{法人税等}) - \text{留保控除額}$$

税率：課税留保金額3,000万円以下の部分 …10%
 “ 1億円以下の部分 …15%
 “ 1億円超の部分 …20%

留保控除額 (次のうち最も多い額)

- ① 所得基準：所得等の金額×40%
- ② 定額基準：2,000万円
- ③ 積立金基準：資本金の額等×25%－利益積立金額

- 適用対象：特定同族会社…1株主 (その同族関係者を含む) による持株割合等が50%を超える会社

〔資本金の額等が1億円以下であるものにあつては、大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)との間にその大法人による完全支配関係がある法人等に限る。〕

- 留保金課税の状況

平成27年度	788億円	内連結 (142億円)
平成28年度	638億円	内連結 (25億円)
平成29年度	800億円	内連結 (79億円)
平成30年度	701億円	内連結 (51億円)
令和元年度	647億円	内連結 (46億円)
令和2年度	626億円	内連結 (62億円)

出所：「会社標本調査」(国税庁)

